

1．会合名	自主規制規則のあり方に関する検討懇談会（第2回） 議事要旨
2．日時	平成22年1月20日(水)午後2時00分～午後4時00分
3．議案	1．英国FSAのプリンシプル・ベースの規制・監督等について 2．米国FINRAの概要について 3．その他
4．主な内容	<p>議事に先立ち、第1回会合における議論等の紹介が、「資料」に基づき事務局より行われた。</p> <p>1．英国FSAのプリンシプル・ベースの規制・監督等について ゲスト・スピーカーより、英国FSAのプリンシプル・ベースの規制・監督等について報告が行われた後、意見交換が行われた。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プリンシプル・ベースとは言えども、エンフォースメントを行おうとする場合、最終的な判断基準などのルールはあるのか。 具体的に示された判断基準はない。実際に制裁を受けた案件の通知文を読むと、発見された状況が縷々述べられた後に「だからプリンシプルに反している」の一言で結論付けられている。 ・ 判例の蓄積のようなものが基準になっているのか。 蓄積は今後なされていくのかもしれないが、今のところはそのような基準はない。 ・ プリンシプル・ベースというのは、ルールに書いてないことであるが、プリンシプルに反するから罰するという使い方と、ルールに書いてあることに形式上触れているように見えるが、プリンシプルには反しないから罰しないという使い方と両方があると思う。 ・ ルールを作るときに、コスト・ベネフィット分析の要素はどのように取り入れられるのか。 必ずコストとベネフィットの分析が行われるが、コストとベネフィットの評価基準が大きく異なり、コストは定量的な分析で行われているが、ベネフィットは定性的な判断基準によっていると思われる。 ・ プリンシプルに違反した場合のみで制裁となった場合に、TCF(Treating Customer Fairly)(=「11のプリンシプル」¹の「6」等に基づく)に係るものはあるのか。 TCFの完全適用は2008年12月からなので、まだ事例はないのではな

¹ 「11のプリンシプル」は、英国FSAのホームページ
 (<http://fsahandbook.info/FSA/html/handbook/PRIN/2/1>)を参照。

	<p>いだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人に対する罰はルールにより、法人に対する罰はプリンシプルによるというように、それぞれで考え方が異なる。法人に対する罰は11のプリンシプルのうち、1、2、3によることが多い。日本ではこの辺りの整理がややあいまいな感じがする。また、個人が起こした違反行為につき、法人にどこまでエンフォースを掛けるのかについては、議論の対象である。 ・ プリンシプルの3は内部統制、2は役員の善管注意義務と、会社法的な精神が謳われている。一方、1は人間の尊厳に関わる原則を謳っており、これに反する者はライセンスを剥奪して業界から追放するしかない、ということになる。 ・ 英国では自主規制機関があったのをFSAに一体化してしまった。日本では金融庁の監督がある傍らで日証協による自主規制もある。英国の状況について研究することは良いと思うが、日本が英国のスタイルを目指す訳ではないので、そこはきちんと整理した上で議論した方がよいのではないかと。また、以前あった倫理コードの議論は、プリンシプルの考え方に近いと思われる。その参考として、紹介のあった英国の仕組みは参考になると思う。 <p>ここでの議論は、特定の方向を目指す前提のものではない。我が国の自主規制について自由に議論していただく場であるが、外国にも規制体系はあるので、それらを議論の参考にするために取り上げた次第である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元々あるルール・ベースにプリンシプル・ベースを上乗せするのであれば、業者にとっては加重されるだけなのではないか。英国ではプリンシプル・ベースの導入に当たってはどのような反応だったのか。 <p>シティには元々自主慣行があり、急にプリンシプルが入ってきた訳ではないため、劇的な変化があった訳ではないようである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 英国FSAは、日本の「金融庁+証券業協会」のようであるが、イギリスは監督モデルで、日本は検査モデルなので、そもそも監督の手法が違うということで、英国が、日・米のような検査モデルを採用しなかったのはなぜか。 <p>英国では2年に1度の大々的な検査というのを行わないが、目的を絞った調査は日常的に行われている。また、内部監査を充実させるという発想があり、外部者が踏み込んで行き摘発するというよりは、内部者が指摘して直していくという活動をFSAがモニターしている形と言える。厳格さという点では、どちらも同じ程度ではないか。また、監督対象の業者数も影響しているのではないかと。米国SECの監督対象は約8,000社で、うち約3,000社はFINRAに委託しているが、それでも顧問業者までは手が回っていないのではないかと。一方、英国FSAの監督対象は約27,000社で、米国の比ではない。</p>
--	---

	<p>2. 米国 F I N R A の概要について 米国 FINRA の概要について、事務局より報告が行われた。</p> <p>本文中の「 」は、意見・質問に対するゲスト・スピーカー等の回答を示す。</p>
5. その他	<p>本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する 問い合わせ先	<p>自主規制企画部 (0 3 - 3 6 6 7 - 8 4 7 0)</p>